

IX-37

IX
37
9-3
1-43

審議会等整理についての手續

昭二六、四二

天野 238

- 一、三月二十七日閣議決定「審議会等の整理に關する件」による。
- 二、設置法等改正法案を休会明けの国会に提出する。
- 三、右法案を四月十二日(木)までに行政管理庁へ提出してその審査を終る。
- 四、右法案は四月十七日の閣議において決定する。
- 五、法律改正も要せず政令のみで措置し得る事項は五月一日施行を目的として政令改正の措置をとる。
- 六、この場合には四月二十四日(火)までに政令案を行政管理庁へ提出してその審査を終る。
- 七、事實上の打合せ会又は連絡会には、審議会、審査会又は協議会等の名称を付けない。

文部省においゝとるべき措置

人 法律改正等を中心とするもの

教科書出版資格審査会を廃止

○ 文部省設置法(第二十四條)の一部改正

○ 文部省著作權教科書出版権等に関する法律(第三條)前段

○ 文部省著作権教科書出版権等に関する法律の施行に関する政令の一部改正

○ 文部省組織規程の一部改正

又 政令改正等を中心とするもの

(1) 通信教育審議会令の一部改正

(2) 学術奨励審議会令の一部改正

(3) 創世学級審議会令の一部改正

(4) 社会教育審議会令の一部改正

(5) 全国教育審議会令の一部改正

(6) 全国教育審議会令の一部改正

(7) 全国教育審議会令の一部改正

(8) 全国教育審議会令の一部改正

(9) 全国教育審議会令の一部改正

(10) 全国教育審議会令の一部改正

